

石綿含有分析調査業務委託仕様書

1 業務名称

西羽東師機場における石綿含有分析調査業務委託

2 調査対象施設概要（配置図、写真は【別紙】参照）

- (1) 施設名称 西羽東師機場
- (2) 所在地 京都市伏見区淀樋爪町 634 番地 1

3 履行期間

契約の日の翌日から令和8年8月31日まで

4 業務の目的

「2 調査対象施設概要」に示す施設の維持管理を行うにあたり、使用されている建材に石綿が含有している可能性があるため、分析調査により含有の有無を明らかにすることを目的とする。

5 業務内容

(1) 試料採取

「7 試料採取の仕様及び位置」に示す採取箇所において、分析調査に用いる試料を採取する。なお、具体的な採取箇所については、作業の安全性等を考慮して選定し、本市監督員の承諾を得て決定すること。

なお、採取箇所は建屋内ポンプ室吹抜け部の二重天井内となっており、落下防止措置等安全対策は関係法令に基づき受託者の責において対策を取るものとする。

なお、天井クレーンの作業床部を使用する際の運転は、受注者が運転資格者を有していないのであれば、本市にて行う。

(2) 採取試料に係る石綿含有分析調査

(1)で採取した試料について、「8 分析調査」に示す方法により分析を行い、石綿の含有の有無を明らかとするとともに、石綿を含有している場合、含有率を明らかとする。

6 調査計画書

試料の採取に着手する前に、以下の項目について書面にて調査計画書を提出すること。

- (1) 試料採取の方法、採取予定箇所
- (2) 試料採取の作業時の安全対策
- (3) 分析の方法、分析機関及び分析に係る技術者の資格の内容
- (4) 試料採取後の補修の有無及び補修を行う場合はその方法

7 試料採取の方法及び位置

(1) 試料採取箇所

試料採取箇所は下記のとおりとし、詳細な採取位置や試料の量等については、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（厚生労働省）」によること。

対象建物	建設年度ほか	採取箇所	種別	採取数
ポンプ棟	昭和 48 年頃 SRC 造、 1 階建	二重天井内	成分不明吹き付け材	2

※ 仕上塗材については、層別（下地調整材、主材、上塗材）の分析を行うことを原則とするが、層別の分析が困難である場合は、監督員に事前に報告のうえ、層別の分析は不要とする。

(2) 試料採取の方法

試料の採取は、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（厚生労働省）」及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）」による。

なお、試料は石綿を含有している可能性があるため、飛散防止対策を行うとともに、防じんマスク等の個人用保護具を着用し、高所で作業を行う場合は、脚立、はしごなどを正しく使用し、墜落制止用器具、保護帽等を着用するなど、転落、墜落防止策を十分にとり、安全措置ができない箇所では無理な試料採取は行わないこと。

※施設の状況は添付写真による。

(3) 試料採取箇所の補修

試料採取を行った箇所は、固化材や接着剤の塗布を行うとともに、簡易な補修を行うこと。試料採取を行うことで漏水の危険が生じる箇所については、補修を行う前に、監督員に補修方法について説明し、承諾を受けること。

8 分析調査

「7 試料採取の仕様及び位置」で採取した全ての試料について定性分析を行うこと。

その方法は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日基発第0821002号、最終改正 令和3年12月22日基発1222第17号）に基づくこと。

9 資格要件

(1) 試料採取を行う者の資格要件

試料の採取を行う者の資格要件は、以下のいずれかを満たすものとする。

- a 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規定」という。）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者又は同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者

- b 一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部の調査を行う場合に限り、登録規定第2条第3項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者
 - c 令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
- (2) 分析調査を行う者の資格要件
- 分析調査を行う者の資格要件は、以下のいずれかを満たすものとする。
- a 「石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等」(令和2年厚生労働省告示第277号)第1条第一号に規定する厚生労働大臣が定める所定の分析調査講習を修了し、修了考査に合格した者
 - b 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
 - c 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者
 - d 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
 - e 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
 - f 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

10 報告書

試料採取、分析を行った結果を以下の項目について書面にて報告を行うこと。

- (1) 石綿をその重量の0.1%を超えて含有しているか否か。
- (2) 検体採取及び分析を行う者の資格者証の写し。
- (3) 試料採取前、採取中及び採取後(補修)の状況が判る写真。

11 費用の負担

受注者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 本委託業務を履行するために必要な業務に係る人員物資の移動、運搬、報告書の作成及び提出に係る費用
- (2) 各種試験検査、写真撮影等に必要な費用
- (3) 試料を採取するための脚立、高所作業車等に係る費用
- (4) 試料採取箇所の補修に要する費用
- (5) 打合せ、調査結果の報告説明等のための本市施設への訪問に伴う交通費
- (6) 本市の施設及び第三者等に損害を与えた場合、復旧に要する費用及び補償

12 準拠法令等

準拠する法令等は以下のとおりとする。なお、準拠する法令等は最新のものとし、本業務の委託期間中に、法令等が改正された場合は、改正後の基準等に準拠すること。

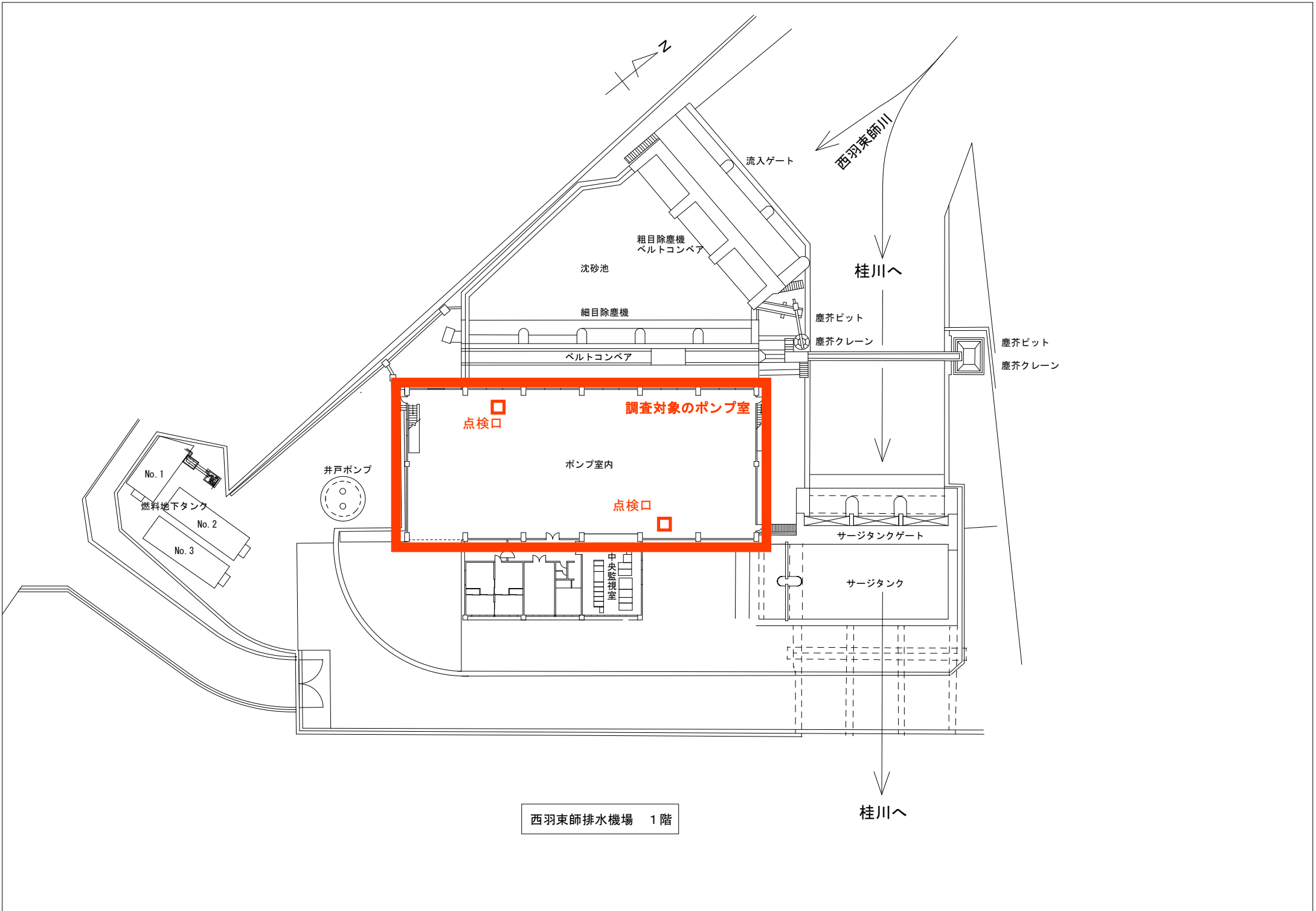
- (1) 大気汚染防止法及び同施行令
- (2) 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則
- (3) 石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（厚生労働省）
- (4) 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）

13. その他

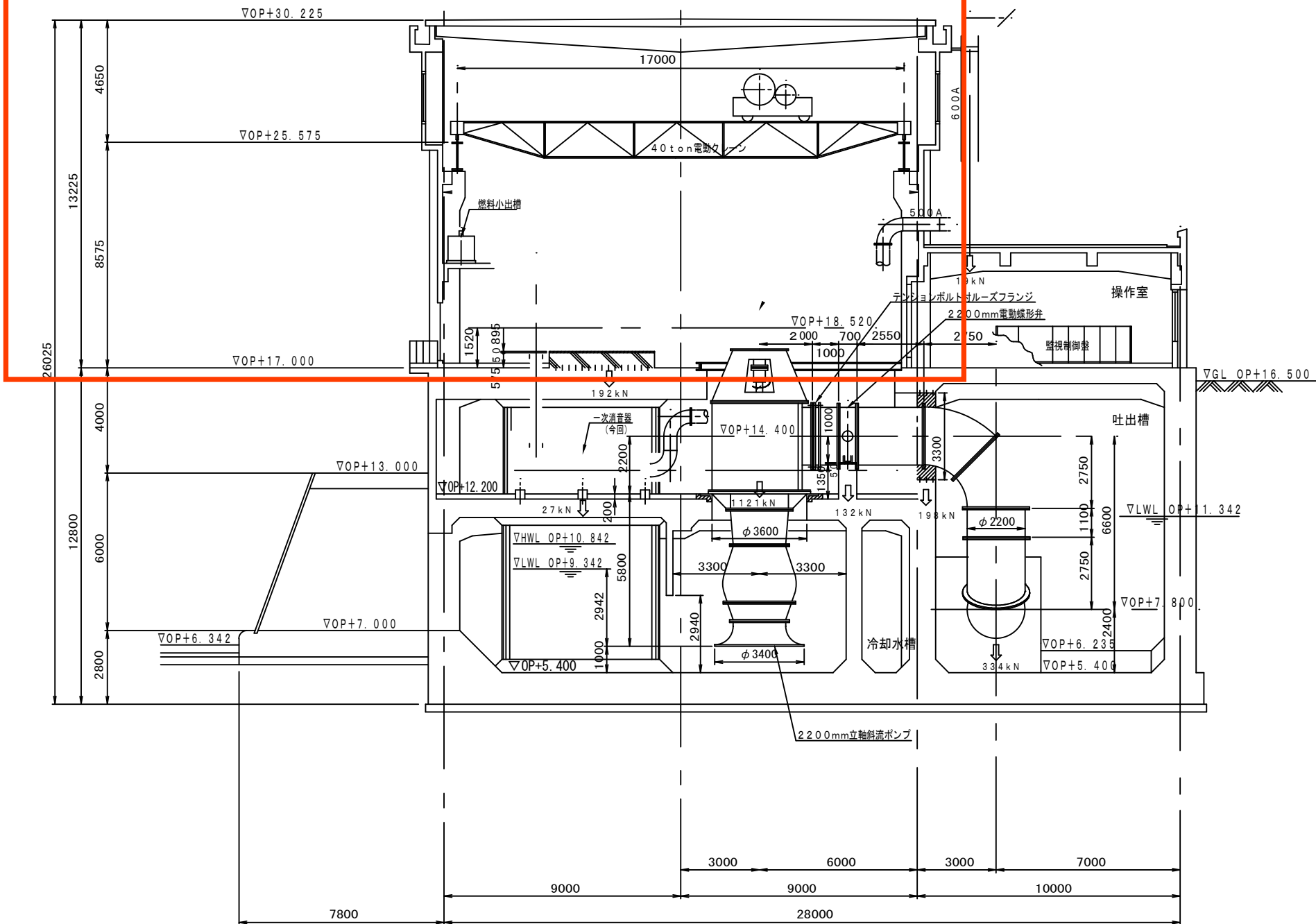
- (1) 見積をお願いするのは、京都市競争入札参加資格を有する市内中小企業に限ります。
- (2) 見積金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入し、その旨を記載すること。
- (3) 見積書は原本郵送、電子メールのいずれかにて送付すること。
- (4) 見積書の宛名は「京都市長」とし、見積年月日、担当者氏名（フルネーム）及び連絡先を明記すること。
- (5) 契約する業者様のみ連絡する。

問合せ及び見積送付先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市建設局土木管理部河川整備課（京都市役所分庁舎 3F）
担当：藤井、山根
電話：075-222-3591
E-mail：fujce848@city.kyoto.lg.jp（藤井宛）



ポンプ室内の天井高さ13,225mm



建物断面図

ポンプ室内北東



ポンプ室内南東



クレーン上部 1



クレーン上部 2



点検口



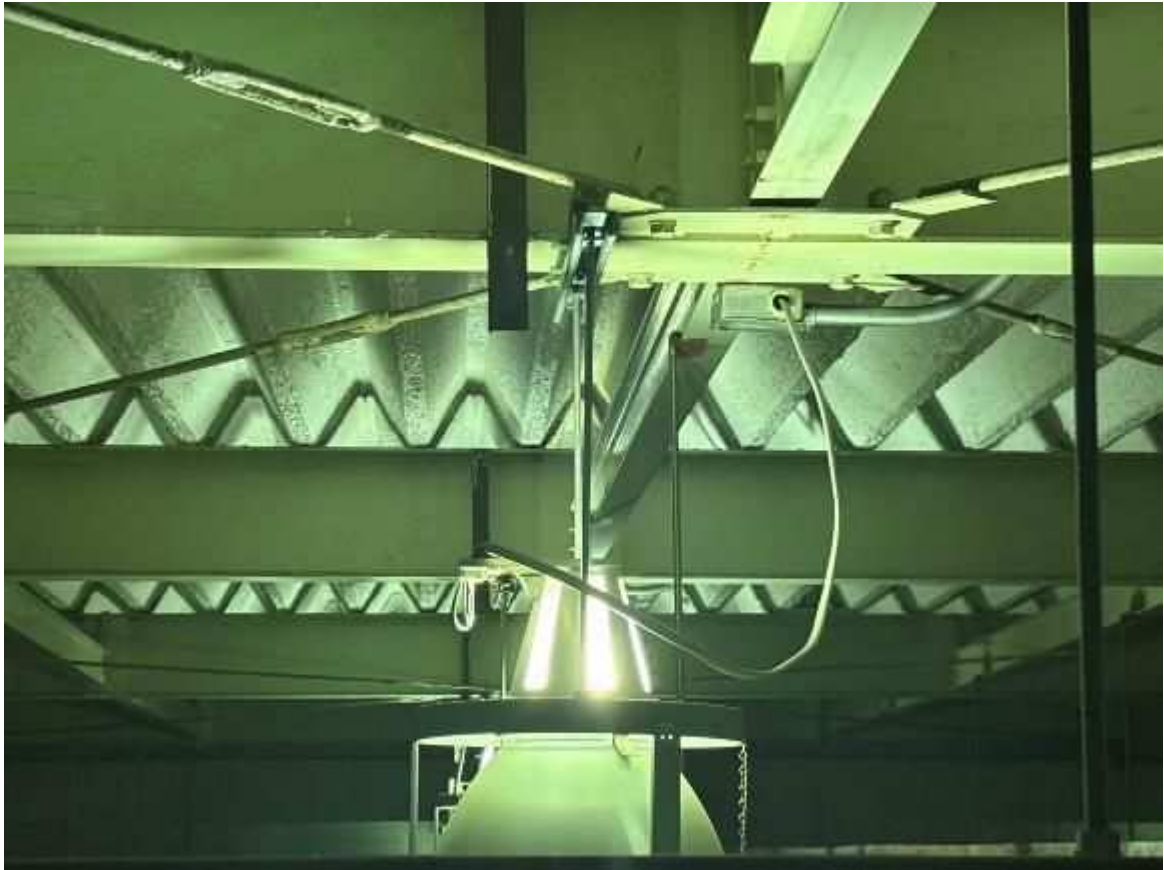
北廻 (タラップ)



クレーンまでのタラップ



天井内 1



天井内 2

